# ○農林水産省令第四十四号

家畜伝染病予 防法 (昭 和 二十六年法律第百六十六号)第十二条第一項、 第十二条の三第一項、 第十二条の

四第一 項、 第三十六条第 項第一 号、 第三十七条第一項、 第三十八条の二第一項、 第四· 十六条の二十二第

号及び第五 一十条の 規定に基づき、 並びに同法を実施するため、 家畜伝染病予防法施行規則の一 部を改正する

省令を次のように定める。

令和七年 九月二十九日

農林水産大臣 小泉進次郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防 法施行 規則 (昭 和二十六年農林省令第三十五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げる規

定 の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部 分がない ものは、 これを加え、 改正 前 欄 に掲

げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを削る。

# 改正後

# (指定家畜集合施設)

とおりとする。 第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次の

## (略

## 二 (略)

等を展示するためにする催物のる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥又は七面ひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥又は七面域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あ三 都道府県の区域(北海道にあつては、支庁の区域)を超える区

# (定期の報告)

第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場 ( のししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、う以下同じ。)ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びい にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添え ずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者 畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。 を飼養し、 鳥にあつては百羽未満、エミュー及びだちようにあつては十羽未満 牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、 てしなければならない。ただし、これらのうち非商用家畜(牛、水 ついては、 いない農場で飼養されている家畜をいう。以下同じ。 つては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、 当該書類を添付することを要しない。 生きた家畜及び乳、卵等の生産物の出荷を行つて 豚及びいのししにあ ほろほろ鳥及び七面 )の所有者に

七)次に掲げる事項(馬の所有者にあつては、リ(防疫のための更

改

正

前

とおりとする。第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次の(指定家畜集合施設)

## 一 (恪)

# せる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示すひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合さ域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あ一 都道府県の区域(北海道にあつては、支庁の区域)を超える区

# (定期の報告)

るためにする催物

第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場(第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、

# 発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示し一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の

# 二〜七(略)た農場の平面図

八 次に掲げる事項(馬の所有者にあつては、ト及びリを除く。

生管理マニュアルの写し衣に関する具体的な方法に限る。)を除く。)を規定する飼養衛衣に関する具体的な方法に限る。)を除く。)を規定する飼養衛

イ〜ハ (略)

備の設置箇所を明示した農場の平面図「衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策

ホ~ト (略)

チ (略)

時間及び乾燥時間等防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用り、手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに

(削る)

療施設の名称を記載した書面いう。)にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診でに定める頭羽数以上の家畜の所有者(以下「大規模所有者」と八一次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホま

トーカルる、\*イ〜ニー(略)

一万羽 おじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

九 (略

(報告事項)

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項に限る。)とする。

を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し

イ〜ハ (略)

(新設)

ニ〜〜 (略)

ト 猫等の愛玩動物の衛生管区域内での飼育禁止

チ (略)

リ 農場における防疫のための更衣

療施設の名称を記載した書面でに定める頭羽数以上の家畜の所有者(以下「大規模所有者」とでに定める頭羽数以上の家畜の所有者(以下「大規模所有者」とでののからかまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからかまる具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等又、手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する。

イ〜ニ (略)

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

十 (略)

(報告事項)

也或いする。
は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるは、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域(輸入の禁止)

	に掲げる物一号及び第三号	-七条第一	類に係る法第三	他のかも目の鳥	、がちようその	鳥並びにあひる	ほろ鳥及び七面	だちよう、ほろ	じ、エミュー、	鶏、うずら、き	(略)					物
、チリ、ブラジル、ペルースルトガル、ラトビア、リカ合衆国(アメリカ大メリカ合衆国(アメリカ大メリカ合衆国(アメリカ大スク州に限る。)、カナダ、ハワイ諸島及びグァがに限る。)、カナダルトガル、ラトビア、リリア、ベルギー、ポーランリア、ベルギー、ポーランリア、ベルギー、ポーランリア、ベルギー、ポーランリア、ベルギー、ポーラン	フィンランド、フランス、ブルマーク、ドイツ、ハンガリー、	ウェーデン、スペイ	、オーストリ	ン及び北アイルランドに限る。	。)、英国(グレート・ブリテ	ツク州及びルハンスク州を除く	セヴァストーポリ特別市、ドネ	ライナ(クリミア自治共和国、	ン、マレーシア、トルコ、ウク	シンガポール、タイ、フィリピ	(略)					地域
							エンザ	ンフル		高病原	(略)	疾病)	伝染性	とする	( 対 象	備考

物	(略)	鶏、うずら、	きじ、だちよう	、ほろほろ鳥及	び七面鳥並びに	あひる、がちよ	うその他のかも	目の鳥類に係る	法第三十七条第	一項第一号及び	第三号に掲げる	物							
地域	(略)	シンガポール、タイ、フィリピ	ン、マレーシア、トルコ、ウク	ライナ(クリミア自治共和国、	セヴァストーポリ特別市、ドネ	ツク州及びルハンスク州を除く	英国	ン及び北アイルランドに限る。	)、オーストリア、オランダ、	ウェーデ	ガ	リア、ヾ	ポルトガル、ラトビア	ニア、	リャンスク州に限	メリカ合衆国(アメ	部分、ハワイ諸島及	ニィ、ユスオリカ、ユュに限る。)、カナダ、ア	ア、チリ、ブラジル、ペルー、ンチン・コスタリカ・コロンヒ
疾 伝 と ( 備 考	(略)	高病原	性鳥イ	ンフル	エンザ														
															-				

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は  (検査のための係留期間)	第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は  (検査のための係留期間)
三(略)	三 (略) 三 (略) 三 (略) こうずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥 一 (略) こうずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥 一 (略)
三〜八(略)	三〜八(略)
二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類ハ〜ホ (略)  除く。)	二、鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥ハ〜ホー(略) れるものを除く。)
又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港う。) (これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要	入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出さが定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸も舞」という。)(これらの初生ひなであつて、農林水産大臣
あひる、がちようその他のかも目の鳥類(以下「かも類」といって、鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにイ (略)	面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類(以下「かロ・鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七イ (略)
次	一 次に掲げる動物及びその死体
。第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする(指定検疫物)	。第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする(指定検疫物)
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
外の地域ドニア及びニュージーランド以オーストラリア、ニュー・カレ	外の地域ドニア及びニュージーランド以オーストラリア、ニュー・カレ

ては、当該必要としている係留期間とする。、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつの場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たりつき、それぞれ次の表の下欄に掲げる動物に該当するものを除く。)にの動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)に、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類

面鳥及びかも類合は二日)がちよう、ほろほろ場合は十四日、 (略)がちよう、ほろほろ場合は十四日、 (略)
輸入又は輸出の

2~6 (略

(適用除外となる病原体)

定める病原体は、次に掲げるものとする。第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で

一~三 (略)

る。)に含まれている病原体は再生医療等製品(同令第二百十四条各号の再生医療等製品に限省令第百七号)第二百十三条第四号の生物学的製剤に限る。)又「生物学的製剤(動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産

五 (吹

(動物用生物学的製剤の指定)

剤は、次のとおりとする。 第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製

器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第

ては、当該必要としている係留期間とする。
、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつの場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たりの場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たりの動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)にの動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)に、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類

. 11	
動物の種類	輸入又は輸出の際の係留
	期間
(略)	(略)
三 鶏、うずら、きじ、だち	十日(初生ひなの輸入の
よう、ほろほろ鳥、七面鳥	場合は十四日、輸出の場
及びかも類	合は二日)
(略)	(略)

2~6 (略)

4~6(酹)

定める病原体は、次に掲げるものとする。第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で(適用除外となる病原体)

一~三 (略)

療等製品に限る。)に含まれている病原体。)又は再生医療等製品(同令第二百十四条第一項各号の再生医省令第百七号)第二百十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る四 生物学的製剤(動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産

五 (略

(動物用生物学的製剤の指定)

剤は、次のとおりとする。 第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製

器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第

ほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。)のしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろ動物用生物学的製剤(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、い五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない

# 別表第二(第二十一条関係)

(略)

で 関ウ衛子 高病 で で 高病の関 ウ 衛子 高病の関 ウ 衛子 名 保 の の 関 ウ 本 名 に と 衛 生 を 情 サ 関 と 衛 生 と 生 を 情 サ 関 と 衛 生		
1 (略) 2 飼養する家畜が感染する伝染性疾の予防及びまん延の防止に関し、家の予防及びまん延の防止に関し、家の予防及びまん延の防止に関し、家の予防及びまん延の防止に関し、家事保健衛生所等が開催する家畜生所から提供される情報を必ず確認する講習会への参加、農林水産省のする講習会への参加、農林水産省のおきえ、自らの農場の防疫体制及びいまん。家畜保健衛生所が行う検査を受ける。家畜保健衛生所が行う検査を受け、家方に関する場所を通じて、家畜防疫に関するように、	第 一	飼養衛生管理基準
び 鹿 山 羊 め ん 羊 及	`牛	家畜の種類

3

等への周知徹底)

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者

成すること。マニュアルの作成に当たつては 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作

3

成すること。マニュアルの作成に当たつては

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作

従事者及び外部事業者が当該マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させること

等への周知徹底)

従事者及び外部事業者が当該マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させること

面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。)のしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七動物用生物学的製剤(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、い五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない

## 一 (略)

# 別表第二 (第二十一条関係)

家畜の種類 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者																			] 5
(略) (略) (家畜防疫に関する基本的事項 (等) (家畜防疫に関する最新情報の把握及 管理の実践) 管理の実践) 管理が決した農場の最新の防止に関し、家畜 を明示した農場の最新の防止に関し、家畜 な言な、自らの農場の防止に関し、家畜 を明示した農場の最新の防疫体制が確認 な言な、治療の農場の防止に関し、家畜 を明示した農場の最新の防疫体制が確認 な言な、治療の農場の防疫体制が確認 ででは、治療性では、ないの は、治療性では、ないの は、治療性では、ないの は、治療性では、ないの は、治療性では、ないの は、治療性で、、治療性 に、ないの は、、治療性 に、、治療性 に、、治療性 に、、治療性 に、、治療性 に、、、 に、、 に、、 に、、 に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、															び山羊	め		家畜の種類	ノ 三マスリイ・ ー・・ ノスリイ・ ー・ ー
	(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者	指導に従うこと。	した農場の平面図を作成し、	消毒設備等の衛生対策設備の設置箇	農場の最新の防疫体制が確認	自らの農場の防疫体制及び飼養衛	これらの情報	の閲覧等を通じて、家畜防疫に関する	への参加、農林水産省	。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関	$\sim$	予防及びまん延の防止に関し、家畜保健	飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発	管理の実践)	(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生		_	養衛生管理基	(1) F- 4.

及びまん延の防止に関する情報を従事者及び講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防 外部事業者に周知徹底すること。 子の配布、看板の設置その他の必要な措置を 遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊

(1) (3) (略)

設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示し た農場の平面図 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒

(5) (7) (削る) 略)

(9) (8)

間及び乾燥時間等 する具体的な方法 洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関 手指、 衣服、 靴 物品、 消毒薬の種類、 車両、 施設等の 作用時

(削る)

4 なくとも一年間保存すること。 (記録の作成及び保管) 次に掲げる事項に関する記録を作成し、 少

(1) (2) (略)

くは移動先の農場等の名称並びに導入、 頭数及び健康状態、 導入元又は出荷若し

(削る)

(4)

(5)

(略)

荷又は移動の年月日

導入、出荷又は移動を行つた家畜の種類

(10)浄及び消毒に関する具体的な方法 手指、 衣服 靴 物品、 車両 施設等の洗 消毒薬の

(記録の作成及び保管)

4 なくとも一年間保存すること。 次に掲げる事項に関する記録を作成し、 少

(1) • (2)

日 導入元の農場等の名称並びに導入の年月 導入した家畜の種類、 頭数及び健康状態

(5) (6) 名称並びに出荷又は移動の年月日 (略)

外部事業者に周知徹底すること。 及びまん延の防止に関する情報を従事者及び 講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防 子の配布、看板の設置その他の必要な措置を 遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊

(1) 新設(3)

(7) (4) (6) (8)育禁止 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での (略) 略

農場における防疫のための更衣

種類、 作用時間及び乾燥時間等

及び健康状態、 出荷又は移動を行つた家畜の種類、 出荷又は移動先の農場等の 頭数

(4)

(大規模所有者が講ずる措置)

5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること

(2)(1)び山羊にあつては、三千頭)を超えないこと 号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及 頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第八 る場合には、衛生管理を行う家畜(牛にあ すること(同一の者が複数の畜舎を担当す つては月齢が満四月以上のものに限る。)の 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置

6

準備) (家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する

容を習熟しておくこと。 る16及び21について、平時からその取組内 域(以下この項において「大臣指定地域」と いう。)において追加措置を講ずることとな ているものとして農林水産大臣が指定する地 ているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつ 畜伝染病の病原体に感染したことが確認され 家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家

(分割管理を導入する際の措置)

9 見直しにより、農場を分割して管理すること に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を 衛生管理区域及び人、 口蹄疫等の発生時の影響の緩和を図るため 指導に従うこと 車両、 物等の動線の

# (略)

(飼養する家畜の健康観察)

5

大規模所有者は、

以下の措置を講ずること

(大規模所有者が講ずる措置)

び山羊にあつては、三千頭)を超えないこと 号イ(1) 又は(2) に掲げる牛、 頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第九 る場合には、衛生管理を行う家畜(牛にあ つては月齢が満四月以上のものに限る。)の すること(同一の者が複数の畜舎を担当す 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置 鹿、めん羊及

## 6

準備) (家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する

7 容を習熟しておくこと。 域(以下この項において「大臣指定地域」と 畜伝染病の病原体に感染したことが確認され家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家 る14及び21について、平時からその取組内 いう。)において追加措置を講ずることとな ているものとして農林水産大臣が指定する地 ているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつ

### 8

(新設)

#### 9 5 12

の健康状態を確認すること。 うにすること。 を取り除くとともに、 場合には、 生及び死亡の状況の確認を含む。 健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、 るまでの間、 すること等により健康な家畜を導入すること ている可能性のある異状がないことを確認す 発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認 導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の 導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつ 家畜を出荷等により農場外へ移動させる の農場等から家畜を導入する場合には、 家畜に付着した排せつ物等の汚れ 他の家畜と直接接触させないよ また、 毎日、 移動の直前に当該家畜 飼養する家畜の を行うこ

5 7 (各)第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

に使用) (衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

> 13 〜 15 (略) 第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通いる大服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。更衣において同じ。)を設置し、衛生管理区域中る衛生的なブーツカバーを含む。以下このはること(その者が当該衛生管理区域専用のせること(その者が当該衛生管理区域専用のはること(その者が当該衛生管理区域のの侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。更衣による病原体の衛生管理区域中の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴の上から着用をはない。

行とすることその他の必要な措置を講ずるこ

汚泥等が付着し

(新設

が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこ 講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等 を一方通行とすることその他の必要な措置を

19 (略)

生管理区域に持ち込む際の措置) (他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛

措置を講ずること。 ち込む場合には、洗浄、 理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持 海外で使用した衣服及び靴は、 用したおそれがある物品又は過去四月以内に 他の畜産関係施設等で使用し、 消毒その他の必要な 原則、 若しくは使 衛生管

(削る)

(削る)

21 (削る) (略)

(削る)

た場合には、

洗浄及び消毒を行うこと。

17

管理区域に持ち込む際の措置) (他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生

18

講ずること。 場合には、洗浄、 内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む たおそれがある物品は、 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用し 消毒その他の必要な措置を 原則、 衛生管理区域

ち込む際の措置) (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持

の他の必要な措置を講ずること。 を衛生管理区域に持ち込まないこと。 得ず持ち込む場合には、 飲用水の給与) 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴 事前に洗浄 やむを 消毒そ

20 ること。 以外の水を給与する場合には、 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水 これを消毒す

21 (略)

家畜に関する事項

家畜を導入する際の健康観察等)

すること等により健康な家畜を導入すること 発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認 導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の いる可能性のある異状がないことを確認す 導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつ 他の農場等から家畜を導入する場合には、

第三 衛生管理区域内における病原体による汚 染拡大防止

### 22 • 23 (略)

(器具の定期的な清掃又は消毒等

24 ること。 他の体液(生乳を除く。)が付着する物品を 的にすること。注射針、 使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をす 際に消毒するとともに、 飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む 人工授精用器具その 清掃又は消毒を定期

#### (削る)

25 の防止) (給餌設備、 (略) 給水設備等の病原体による汚染

家畜に給与する場合には、 こと。水道水等の飲用に適した水以外の水を 保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せ つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の これを消毒するこ

#### 27 (略)

清掃及び消毒) 《衛生管理区域内の整理整頓 畜舎等施設の

等の整理整頓等並びに畜舎その他の衛生管理 侵入した場合に当該病原体が残存しないよう 隠れられる場所をなくすとともに、病原体が 不要な資材等の処分、除草及び資材、機材 衛生管理区域内は、 ねずみ等の野生動物の

> うにすること るまでの間、 他の家畜と直接接触させないよ

第三 染拡大防止 衛生管理区域内における病原体による汚

# 23 • 24

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

25

その他の体液(生乳を除く。)が付着する物 定期的にすること。注射針、人工授精用器具 をすること。 品を使用する際は、 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を 一頭ごとに交換又は消毒

畜舎外での病原体による汚染防止

26 持ち込まないこと 家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に

#### 27 (略)

(給餌設備、 給水設備等 への野生動物の排せ

こと。 保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せ つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる 物等の混入の防止) 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の

# 29

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

30 等の整理整頓等を行つて、 侵入した場合に当該病原体が残存しないよう 隠れられる場所をなくすとともに、病原体が 不要な資材等の処分、除草及び資材、 衛生管理区域内は、 ねずみ等の野生動物の 敷地を定期的に消

畜舎等の施設を定期的に消毒すること。 区域内にある施設の清掃を行つて、 敷地及び

(削る)

(削る)

(削る)

第四 (衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

を除く。 染がない状況で出口において手袋を外す場合 当該衛生管理区域内において病原体による汚 該消毒機器を利用して消毒をする場合及びそ 消毒機器を携行し、当該出口付近において当 者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する して手指の洗浄及び消毒をさせること(その し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用 者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置

毒すること。

畜舎等施設の清掃及び消毒)

31 掃及び消毒すること 養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を

家畜に関する事項」

毎日の健康観察

32 康状態の確認に加え、 毎日、 飼養する家畜の健康観察 出生及び死亡の状況の (家畜の健

第四 確認を含む。 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 )を行うこと。

33 該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く 消毒機器を携行し、当該出口付近において当 者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する して手指の洗浄及び消毒をさせること(その し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置

34

31

衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) 衛生管理区域から家畜の排せつ物等が付着

ち出す場合にあつては

な措置を講じ、

家畜の死体又は排せつ物を持

消毒その他の必要

漏出が生じないよう

す場合にあつては、洗浄、

又は付着したおそれのある物品を持ち出

にすること。

30

(略)

35 を講ずること。 おそれのある物品を衛生管理区域から持ち出 す場合には、洗浄、 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着した 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) 消毒その他の必要な措置

			こ 豚及びいの	
、獣医師等の専門家の意見を反映させること	(別が)には、別が、これでは、これでは、これでは、ことで、家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導にで、家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導にで、家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に	件 首小 9 必 ) (4)	(芸術が近に関する基本的事項) 「「「「「「「「「」」」」 「「」「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」 「」	32 ・ 33 (略)
			二 豚及びいの	
、獣医師等の専門家の意見を反映させること成すること。マニュアルの作成に当たつては成すること。マニュアルの作成に当たつては等への周知徹底)	<ul><li>管理状況を定期的に点検し、改善を図ることでまた、農場の最新の防疫体制が確認できる。また、農場の最新の防疫体制が確認できるがまた、農場の最新の防疫体制が確認できる。また、農場の最新の防疫体制が確認できる。</li></ul>	は な な で で で で で で で で で で で で で	1 (略) 第一 家畜防疫に関する基本的事項	(家畜の出荷又は移動時の健康観察)  (家畜の出荷又は移動らせる場合には、家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜の死体理康状態を確認すること。また、家畜の死体理康状態を確認すること。また、家畜の死体生じないようにすること。

及びまん延の防止に関する情報を従事者及び講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防 外部事業者に周知徹底すること。 遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊 子の配布、看板の設置その他の必要な措置を 従事者及び外部事業者が当該マニュアル

(1) (3) (略)

た農場の平面図 設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示し 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒

(5) (7)

(削る)

(9)(8)

間及び乾燥時間等 する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関 する具体的な方法 手指、 衣服、 靴 消毒薬の種類 物品、 車両、 施設等の

(削る)

(記録の作成及び保管)

なくとも一年間保存すること。 次に掲げる事項に関する記録を作成し、

荷又は移動の年月日 くは移動先の農場等の名称並びに導入、 導入、出荷又は移動を行つた家畜の種類 頭数及び健康状態、導入元又は出荷若し

(削る)

外部事業者に周知徹底すること。 子の配布、看板の設置その他の必要な措置を 遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊 及びまん延の防止に関する情報を従事者及び 講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防

従事者及び外部事業者が当該マニュアルを

(1) 新 (3)

(略)

(7)(4) (6) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼

育禁止

(9) (8) (略)

農場における防疫のための更衣

(10)薬の種類、 洗浄及び消毒に関する具体的な方法、 手指、 衣服、 作用時間及び乾燥時間等 靴 物品、 車両 施設等の 消毒

なくとも一年間保存すること。 次に掲げる事項に関する記録を作成し、 記録の作成及び保管 少

(1) • (2) 、導入元の農場等の名称並びに導入の年月 導入した家畜の種類、

頭数及び健康状態

日

(4)名称並びに出荷又は移動の年月日 及び健康状態、 出荷又は移動を行 出荷又は移動先の農場等の つた家畜の 種類 頭数

(4) (5)

5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること(大規模所有者が講ずる措置)

(3)(1)

(3) (1) 大 (2)

大規模所有者のうち、

特に家畜の頭数が

多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等

に多大な時間を要すると都道府県知事が認

(5) (6)

(大規模所有者が講ずる措置)

大規模所有者は、以下の措置を講ずること

う人員、 計画(防疫措置の実施に関して所有者が行める者は、監視伝染病の発生に備えた対応 む。 体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含 多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等 に多大な時間を要すると都道府県知事が認 大規模所有者のうち、 を策定すること。 資材、 機材等の準備及び家畜の死 特に家畜の頭数が

6

準備) (家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する

う。)において追加措置を講ずることとなる その取組内容を習熟しておくこと。 いるものとして農林水産大臣が指定する地域 いるなど家畜伝染病の発生リスクが高まつて 伝染病の病原体に感染したことが確認されて (以下この項において「大臣指定地域」とい 家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜 25 27 及び28 について、 平時から

6

準備) (家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する

関する事項を含む。)を策定すること。 計画(家畜の死体の焼却又は埋却の実施に める者は、監視伝染病の発生に備えた対応

その取組内容を習熟しておくこと。 う。)において追加措置を講ずることとなる いるものとして農林水産大臣が指定する地域 いるなど家畜伝染病の発生リスクが高まつて 伝染病の病原体に感染したことが確認されて (以下この項において「大臣指定地域」とい 家畜の所有者は、 26 28 及び29 について、 野生動物が豚熱等の家畜 平時から

8

(新設)

9

分割管理を導入する際の措置

豚熱等の発生時の影響の緩和を図るため、

衛生管理区域及び人、

車両、

物等の動線の見

直しにより、

け、取り

指導に従うこと。

組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受

農場を分割して管理することに

8

(略)

9

略

- 16 -

(埋却等に備えた措置)

#### 12 · 13 (略)

(飼養する家畜の健康観察)

14 場合には、 生及び死亡の状況の確認を含む。 健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、 うにすること。 るまでの間、 導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の ている可能性のある異状がないことを確認す すること等により健康な家畜を導入すること 発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認 を確認すること。 導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつ 他の農場等から家畜を導入する場合には 家畜を出荷等により農場外へ移動させる 移動の直前に当該家畜の健康状態 他の家畜と直接接触させないよ また、 毎日、 飼養する家畜の )を行うこ

(埋却等に備えた措置)

10

11 • 12 (略)

(新<sub>設</sub>)

| 3 | 15 | (略) 第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

15 \( \)
17

に使用)

に使用) (衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

18 ない場合を除く。)。更衣による病原体の衛るまでの間に、病原体を拡散させる可能性が並びにその者が当該衛生管理区域から退出す せること(その者が当該衛生管理区域専用の 項において同じ。)を設置し、衛生管理区域 する衛生的なブーツカバーを含む。以下この 区域に立ち入る際に着用している衣服の上か が付着した場合には、 講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等 を一方通行とすることその他の必要な措置を 生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の 衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合 に立ち入る者に対し、これらを着実に着用さ て保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路 衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離し 着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用 衛生管理区域専用の衣服及び靴 洗浄及び消毒を行うこ (衛生管理

靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及びを除く。)。更衣による病原体の衛生管理区

かつ、

衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合

せること(その者が当該衛生管理区域専用のに立ち入る者に対し、これらを着実に着用さ項において同じ。)を設置し、衛生管理区域

行とすることその他の必要な措置を講ずるこ

更衣の前後に利用する経路を一方通

と。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着し

洗浄及び消毒を行うこと。

た場合には、

16

する衛生的なブーツカバーを含む。以下このら着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用

区域に立ち入る際に着用している衣服の上か

衛生管理区域専用の衣服及び靴

(衛生管理

(略

生管理区域に持ち込む際の措置)(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛

措置を講ずること。

お込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管用したおそれがある物品又は過去四月以内に用したおそれがある物品又は過去四月以内に

(削る)

17

(他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生1)

管理区域に持ち込む際の措置

講ずること。 場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込むたおそれがある物品は、原則、衛生管理区域におそれがある物品は、原則、衛生管理区域の資産関係施設等で使用し、又は使用し

ち込む際の措置) (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持

得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒そを衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴

(削る)

21 22

生いのしし等との接触防止対策が講じられた 場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野 入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等 のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧 おいては、衛生管理区域に野生いのししが侵 、衛生管理区域への野生動物の侵入防止) 野生いのししの生息地域に所在する農場に

こと。定期的に防護柵その他の破損状況を確 ものに限る。)その他の必要な措置を講ずる 損箇所を修繕すること。 認し、破損がある場合には、 遅滞なくその破

(削る)

(削る)

の他の必要な措置を講ずること。

飲用水の給与)

20 ること。 以外の水を給与する場合には、これを消毒す 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水

23

21 • 22

こと。定期的に防護柵その他の破損状況を確 ものに限る。)その他の必要な措置を講ずる 生いのしし等との接触防止対策が講じられた おいては、衛生管理区域に野生いのししが侵 損箇所を修繕すること。 ねずみ等の野生動物 場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野 草その他の必要な措置を講ずること。 が隠れる場所をなくすよう、 のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧 入しないよう防護柵の設置(野生いのしし等 (衛生管理区域への野生動物の侵入防止) 野生いのししの生息地域に所在する農場に 破損がある場合には、遅滞なくその破 防護柵周囲 l の 除

家畜に関する事項)

家畜を導入する際の健康観察等)

24 導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の うにすること るまでの間、 すること等により健康な家畜を導入すること 発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認 いる可能性のある異状がないことを確認す 導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつ 他の農場等から家畜を導入する場合には、 他の家畜と直接接触させないよ

染拡大防止

衛生管理区域内における病原体による汚

24 •

25

染拡大防止

衛生管理区域内における病原体による汚

、器具の定期的な清掃又は消毒等

授精用器具その他の物品にあっては一頭ごと 射針にあつては少なくとも畜房ごとに、 他の体液が付着する物品を使用する際は、 的にすること。注射針、 際に消毒するとともに、 交換又は消毒をすること。 飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む 人工授精用器具その 清掃又は消毒を定期 人工 注

(畜舎外での病原体による汚染防止

動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎 おいて洗浄及び消毒をすること。 等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近に 等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車 移動させる場合には、屋根、 大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を 洗浄及び消毒済みのケージ、 壁等により野生 リフト

る放牧場についての取組 5、点検及び修繕並びに大臣指定地域におけ(野生動物の侵入防止のためのネット等の設

チメートル以下のもの又はこれと同等の効果 その破損箇所を修繕すること。 況を確認し、 が設置された畜舎等の屋根及び壁面の破損状 とともに、定期的に当該設備並びに当該設備 項において同じ。)その他の設備を設置する を有すると認められるものに限る。以下この ができる防鳥ネット(網目の大きさが二セン 野鳥等の野生動物の畜舎、 死体保管庫等への侵入を防止すること 破損がある場合には、 放牧場について給餌場所 飼料保管庫、 遅滞なく

器具の定期的な清掃又は消毒等

その他の体液が付着する物品を使用する際は 定期的にすること。注射針、人工授精用器具 人工授精用器具その他の物品にあっては一頭 ことに交換又は消毒をすること。 注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を

畜舎外での病原体による汚染防止

こと。 舎の出入口付近において洗浄及び消毒をする 舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜 持ち込まないこと。 のケージ、リフト等を使用するとともに、 を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済み 壁等により野生動物等による病原体の侵入 畜舎間で家畜を移動させる場合には、 家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に 大臣指定地域においては 屋根 畜

置、点検及び修繕並びに大臣指定地域におけ(野生動物の侵入防止のためのネット等の設 る放牧場についての取組

項において同じ。)その他の設備を設置する 損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域 認し、破損がある場合には、遅滞なくその破 とともに、定期的に当該設備の破損状況を確 を有すると認められるものに限る。以下この チメートル以下のもの又はこれと同等の効果 ができる防鳥ネット(網目の大きさが二セン る防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避 においては、 野鳥等の野生動物の畜舎、 死体保管庫等への侵入を防止すること 放牧場について給餌場所におけ

きる避難用の設備の確保を行うこと。 における防鳥ネットの設置及び家畜を収容で

の防止 (給餌設備、 給水設備等の病原体による汚染

30

(給餌設備、

給水設備等への野生動物の排せ

物等の混入の防止)

保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せ

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の

つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる

こと。

難用の設備の確保を行うこと。

家畜に給与する場合には、 保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せ こと。水道水等の飲用に適した水以外の水を つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の これを消毒するこ

(ねずみ及び害虫の駆除)

30 置その他の必要な措置を講ずること。 に殺そ剤及び殺虫剤の散布、 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うため 粘着シー -トの設

清掃及び消毒) (衛生管理区域内の整理整頓 畜舎等施設の

区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び等の整理整頓等並びに畜舎その他の衛生管理 侵入した場合に当該病原体が残存しないよう 畜舎等の施設を定期的に消毒すること。 隠れられる場所をなくすとともに、病原体が 不要な資材等の処分、除草及び資材、機材 衛生管理区域内は、 ねずみ等の野生動物の

(削る)

(削る)

(削る)

(ねずみ及び害虫の駆除)

31

舎の屋根又は壁面に破損がある場合には 滞なくその破損箇所を修繕すること。 置その他の必要な措置を講ずるとともに、 に殺そ剤及び殺虫剤の散布、 (衛生管理区域内の整理整頓及び消毒) ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うため 粘着シートの設 畜

32 等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消 侵入した場合に当該病原体が残存しないよう 隠れられる場所をなくすとともに、病原体が ずること。 不要な資材等の処分、除草及び資材、 衛生管理区域内は、 ねずみ等の野生動物の 機材

畜舎等施設の清掃及び消毒)

33 飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清 掃及び消毒すること 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を

家畜に関する事項〕 毎日の健康観察

34 毎日 飼養する家畜の健康観察 (家畜の健

11						
鶏、						
あひる						
第一 家畜防疫に関する基本的事項	35 ・ 36 (略)	34 衛生管理区域から家 し、又は付着したおそい す場合にあつては、洗浄 な措置を講じ、家畜の可 な措置を講じ、家畜の可 ながしたおそい を出す場合にあっては、 を出す場合にあっては、 を出す場合にあっては、 を出す場合にあっては、	(衛生管理区域から脚端によりには、	の者に衛生管理区域割該消毒機器を携行し、当消毒機器を携行し、当	して手指の洗浄及び消し、退出する者に対し、退出する者に対しる。 衛生管理区域の出し	(衛生管理区域から退第四 衛生管理区域から退
急基本的事項		<ul><li>すること。</li><li>四す場合にあつては、漏出が生じないよう 措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持 場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要 場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要 場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要</li></ul>	(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)を除く。)。 (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	の者に衛生管理区或専用の手袋を着用させ、該消毒機器を利用して消毒をする場合及びそ消毒機器を携行し、当該出口付近において当者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する	て手指の洗浄及び消毒をさせること(その退出する者に対し、当該消毒設備を利用衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置	、衛生管理区域から退出する者の手指消毒等1 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			/" <u></u>	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			/ · ·   [L	
三鶏、あひる		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			··· [L	
鶏、	39 38 0	37	36		35	第
鶏、あひる   第一		37 をすお	36			第四確康
鶏、あひる	(家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (家畜の出荷又は移動時の健康観察)     (おもいます)   (おもいます)   (おもいます)   (おもいます)	37 をすお	36	でできます。	35	

、だちよう、 び七面鳥 ほろほろ鳥及 エミュー

1

うずら、き

管理の実践 (家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛

2 生管理状況を定期的に点検し、改善を図るこ 情報を積極的に把握すること。これらの情報 関する講習会への参加、農林水産省のウェブ を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛 サイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する と。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に 衛生所から提供される情報を必ず確認するこ 生の予防及びまん延の防止に関し、 に従うこと。 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の 家畜保健衛生所が行う検査を受け、 家畜保健

うずら、

、ほろほろ鳥 じ、だちよう 及び七面鳥

2

(1) (3)

び外部事業者に周知徹底すること。

(略)

明示した農場の平面図

消毒設備等の衛生対策設

(備の

設置箇所

講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予 子の配布、看板の設置その他の必要な措置を 遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊

防及びまん延の防止に関する情報を従事者及

略

1

(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生

生管理状況を定期的に点検し、改善を図るこ おくこと。 るよう、 を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛 情報を積極的に把握すること。これらの情報 サイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する 関する講習会への参加、農林水産省のウェブ と。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に 衛生所から提供される情報を必ず確認するこ 生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発 所を明示した農場の平面図を作成し 指導に従うこと。 また、 消毒設備等の衛生対策設備の設置簡 家畜保健衛生所が行う検査を受け 農場の最新の防疫体制が確認でき 備えて

等への周知徹底 〈飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者

3

への周知徹底

成すること。マニュアルの作成に当たつては

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事

従事者及び外部事業者が当該マニュアルを 獣医師等の専門家の意見を反映させること

成すること。マニュアルの作成に当たつては び外部事業者に周知徹底すること。 防及びまん延の防止に関する情報を従事者及 講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予 遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊 子の配布、看板の設置その他の必要な措置を 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作 従事者及び外部事業者が当該マニュアルを 獣医師等の専門家の意見を反映させること

(削る)

(9)(8)略

する具体的な方法 洗浄及び消毒並び 手指、 衣服、 靴 消毒薬の種類 防 物 疫のため 品 両 の更衣に関 施設等

作用時

間及び乾燥時間等

(記録の作成及び保管 次に掲げる事項に関する記録を作成

小

4

なくとも一年間保存すること。 定される施設において、衛生管理区域の出の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想の立入りの有無。ただし、観光牧場その他 内に滞在した全ての国又は地域の名称及びは帰国した場合にあつては、過去一週間以 者が過去一週間以内に海外から入国し、又に記入すること。)並びに当該立ち入つた管理区域の出入口等に台帳を設置し、これ 含む。消毒の実施の記録については、衛生る者にあつては、当該車両の消毒の有無を 等から明らかな場合を除く。)並びに消毒 区域への立入りの年月日、その目的(所属 立ち入つた者 域をいう。以下この項において同じ。)に の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れ 当該国又は地域における畜産関係施設等へ )の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理 衛生管理区域 (当該農場の従事者を除く。 (8に規定する衛生管理

> 4 (10)次に掲げる事項に関する記録を作成 記録の作成及び保管 薬の種類 浄及び消毒に関する具体的な方法 指 衣 作用時間及び乾燥時間等 服 靴 品 車 両 施設等の Ĺ 消毒 少

なくとも一年間保存すること 者が過去一週間以内に海外から入国し、又に記入すること。)並びに当該立ち入つた管理区域の出入口等に台帳を設置し、これ 含む。消毒の実施の記録については、衛生る者にあつては、当該車両の消毒の有無をの実施の有無(衛生管理区域に車両を入れ 等から明らかな場合を除く。)並びに消毒 区域への立入りの年月日、その目的(所属 立ち入つた者(当該農場の従事者を除く。 域をいう。以下この項において同じ。)に )の氏名及び住所又は所属、 衛生管理区域 (7に規定する衛生管理 当該衛生管理

入口における手指及び靴の消毒など、

定される施設において、衛生管理区域の出の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想の立入りの有無。ただし、観光牧場その他

当該国又は地域における畜産関係施設等へ

内に滞在した全ての国又は地域の名称及びは帰国した場合にあつては、過去一週間以

(9)(8)(7)育禁止 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼

農場における防疫のため

Ó

更

24 -

合は、この限りでない。 るための規則をあらかじめ作成し、家畜防 疫員が適切なものであることを確認した場 る際の病原体の持込み及び持出しを防止す 定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りす

# (3)(2)

出荷又は移動の年月日 類、 しくは移動先の農場等の名称並びに導入、 羽数及び健康状態、 %及び健康状態、導入元又は出荷若出荷又は移動を行つた家きんの種

#### (削る)

#### (4)(5)

5 (大規模所有者が講ずる措置 大規模所有者は、以下の措置を講ずること

# (2)(1)

万羽、 配置すること(同一の者が複数の家きん舎 超えないこと。)。 を担当する場合には、衛生管理を行う家き んの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十 ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を あひる、きじ、 エミュー、だちよう

> (4)(3)(2)月日 態、 数及び健康状態、 導入した家きんの種類、 出荷又は移動を行つた家きんの種類、 導入元の農場等の名称並びに導入の年が入した家きんの種類、羽数及び健康状 出荷又は移動先の農場等 邓

合は、この限りでない。

(略)

疫員が適切なものであることを確認した場 るための規則をあらかじめ作成し、家畜防 る際の病原体の持込み及び持出しを防止す 定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りす

# (5) (6)

の名称並びに出荷又は移動の年月日

(大規模所有者が講ずる措置) 大規模所有者は、以下の措置を講ずること

(2)(1)と。 )。 鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこ 万羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ を担当する場合には、衛生管理を行う家き 配置すること(同一の者が複数の家きん舎 んの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を

。 施に関する事項を含む。 認める者は、監視伝染病の発生に備えた対 等に多大な時間を要すると都道府県知事が が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分 応計画 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数 (家きんの死体の焼却又は埋却の実 を策定すること

認める者は、

等に多大な時間を要すると都道府県知事が

以下の措置を講ずること。

が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分大規模所有者のうち、特に家きんの羽数

習及 熟 び に この生に る	(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する (家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する 10 及びまん延のリスクが高いと考えられるもの及びまん延のリスクが高いと考えられるもの及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域(以下ことして農林水産大臣が指定する地域(以下ことについて、平時からその取組内容を習熟しておくこと。
いす当抑等スにし疾る。る該制を鶏基、病	(を育品を持つさせばない。) を策定すること。 (本語、 ) を策定すること。 (ただし、当該の発生の予防及びまん延の防止に関し、 ) でき、適切な時期に、ウインドウレス鶏家畜保健衛生所から提供される情報に基する措置を講ずること。 (ただし、当該する措置を講ずること。 (ただし、当該する措置を講があるときは、この限りでない。 おそれがあるときは、この限りでない。 おそれがあるときは、この限りでない。 おそれがあるときは、この限りでない。 (略)
項のう画 す割管のを死人 る管理動	でででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

6

(略)

(新設)

- 26 -

(新設)

8

9

(分割管理を導入する際の措置) 略)

7

略)

(新設)

響の緩和を図るため、 高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の 家畜保健衛生所の確認を受け 分割管理に取り組む場にエンザ等の発生時の影 指導に

消毒等の実施に備えた措置

従うこと

10 の埋却の用に供する土地(家きん(日齢が満 定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え ること。 消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体 大臣指定地域にあつては、 法第三十条の

地等の 確保又は焼却若しくは化製のための施設若し合においては、都道府県知事が講ずる土地の んの死体の焼却の用に供する焼却施設(以下 知事が求める取組を行うことをもつて、 ること。ただし、埋却地等の確保が困難な場 11において「埋却地等」という。)を確保す ・七平方メートルを標準とする。) 又は家き 百五十日以上のものに限る。)百羽当たり○ くは機械の利用に係る措置について都道府県 確保に代えることができる。 埋

(新設)

8

百五十日以上のものに限る。) 百羽当たり○

の埋却の用に供する土地

(家きん(日齢が満

法第二十一条の規定に基づく家きんの死

知事が求める取組を行うことをもつて、 合においては、都道府県知事が講ずる土地の 8において「埋却地等」という。)を確保すんの死体の焼却の用に供する焼却施設(以下 くは機械の利用に係る措置について都道府県 確保又は焼却若しくは化製のための施設若し ること。ただし、埋却地等の確保が困難な場 ・七平方メートルを標準とする。)又は家き

9 • 10

地等の確保に代えることができる。

却

12 •

13

(略)

疾病にかかつている可能性のある異状がない

ことを確認するまでの間

他の家きんと直

を確認すること等により健康な家きんを導入

導入した家きんに家きんの伝染性

病の発生状況及び導入する家きんの健康状態

導入元の農場等における家きんの伝染性疾

他の農場等から家きんを導入する場合に

(養する家きんの健康観察)

すること。

(新設)

を含む 態の確認に加え、 飼養する家きんの健康観察 接触させないようにすること。 に当 ツ農場 「該家きんの健康状態を確認すること 移動させる場合には、 を行うこと。 ソこと。家きんを出荷等による化及び死亡の状況の確認 (家きんの健康状 また、 移動の直 毎日、 前

15 \ 17 衛生管理区域への病原体の侵入防止 (略)

に使用 、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

が付着した場合には、 講ずること。衣服又は靴に排せつ物、 せること(その者が当該衛生管理区域専用の 項において同じ。)を設置し、衛生管理区域 する衛生的なブーツカバーを含む。以下この ら着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用 を一方通行とすることその他の必要な措置を 生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の ない場合を除く。)。更衣による病原体の衛 るまでの間に、病原体を拡散させる可能性が 並びにその者が当該衛生管理区域から退出す 衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合 に立ち入る者に対し、これらを着実に着用さ 区域に立ち入る際に着用している衣服の上か て保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路 衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離し 衛生管理区域専用の衣服及び靴 洗浄及び消毒を行うこ 汚泥等

> 第二 11 \( \) 衛生管理区域への病原体の侵入防 止

に使用 (衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

行とすることその他の必要な措置を講ずるこ 靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し 域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び を除く。)。更衣による病原体の衛生管理区 ら着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用 と。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着し 衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合 せること(その者が当該衛生管理区域専用の 項において同じ。)を設置し、衛生管理区域 区域に立ち入る際に着用している衣服の上か た場合には、 に立ち入る者に対し、これらを着実に着用さ する衛生的なブーツカバーを含む。以下この かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通 衛生管理区域専用の衣服及び靴 洗浄及び消毒を行うこと。

15

19

を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

他の畜産関係施設等で使用し、

若しくは使

16

他の畜産関係施設等で使用し、

又は使用し

、他の畜産関係施設などで使用した物品など

管理区域に持ち込む際の措置 (他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生

28 -

措置を講ずること。 ち込む場合には、洗浄、 理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持 海外で使用した衣服及び靴は、 用したおそれがある物品又は過去二月以内に 消毒その他の必要な 原則、 衛生管

(削る)

(削る)

〔野生動物に関する事項〕 (農場周辺の状況把握)

引防止対策を検討すること。 ともに、 場内における野鳥誘引防止対策を実施すると 農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、 大臣指定地域に所在する農場においては、 大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘 農

(削る)

(削る)

18

水以外の水を給与する場合には、 すること。 飼養する家きんに水道水等の飲用に適した これを消毒

(新設)

(新設)

、家きんに関する事項〕

(家きんを導入する際の健康観察等)

疾病にかかつている可能性のある異状がない 接触させないようにすること。 病の発生状況及び導入する家きんの健康状態 ことを確認するまでの間 すること。 を確認すること等により健康な家きんを導入 導入元の農場等における家きんの伝染性疾 他の農場等から家きんを導入する場合には 導入した家きんに家きんの伝染性 他の家きんと直接

講ずること。 場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を 内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む たおそれがある物品は、 原則、 衛生管理区域

ち込む際の措置)

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持

得ず持ち込む場合には、

事前に洗浄

を衛生管理区域に持ち込まないこと。

やむを 消毒そ

過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴

の他の必要な措置を講ずること。

飲用水の給与)

染拡大防止 第三 衛生管理区域内における病原体による汚

#### · 23 (略)

(器具の定期的な清掃又は消毒等

定期的にすること。 込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を4 飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち

#### (削る)

置、点検及び修繕) (野生動物の侵入防止のためのネット等の設

すること。

水を家きんに給与する場合には、これを消毒がること。水道水等の飲用に適した水以外のがること。水道水等の飲用に適した水以外の料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うため(ねずみ及び害虫の駆除)

27

- 染拡大防止 染拡大防止 第三 衛生管理区域内における病原体による汚

#### 20 · 21 (略)

(器具の定期的な清掃又は消毒等)2 2 (町)

定期的にすること。 22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を

23 家きんの飼養管理に必要のない物品を家き(家きん舎外での病原体による汚染防止)

置、点検及び修繕)

電、点検及び修繕)

の舎に持ち込まないこと。

の名に持ち込まないこと。

|物等の混入の防止| |(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せ|

ずること。排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の

(ねずみ及び害虫の駆除)

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うため

26

置その他の必要な措置を講ずること。に殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設

(の清掃及び消毒) (衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施

(削る)

(削る)

(削る)

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

該消毒機器を利用して消毒をする場合及びそ消毒機器を携行し、当該出口付近において当者が当該消毒設備と同等以上の効果を有するし、退出する者に対し、当該消毒設備を利用し、退出する者に対し、当該消毒設備を設置

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)をん舎の屋根又は壁面に破損がある場合にはきん舎の屋根又は壁面に破損がある場合にはとの他の必要な措置を講ずるとともに、家に殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設

27

家きん舎等施設の清掃及び消毒)

に清掃及び消毒すること。 設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的 家 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施

[家きんに関する事項]

(毎日の健康観察)

況の確認を含む。)を行うこと。 の健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状の 毎日、飼養する家きんの健康観察(家きん

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く 消毒機器を携行し、当該出口付近において当 者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する とて手指の洗浄及び消毒をさせること(その して手指の洗浄及び消毒をさせること(その は出する者に対し、当該消毒設備を利用

四馬	
第一 家畜防疫に関する基本的事項  1 (略)  2 飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報をを積極的に把握すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜保健衛生の方の閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を対した。	30  (略)   30  (略)   31  (衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。)。 (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)   着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家きんの死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。 (削る) (削る) (削る) (略)
四馬	
第一 家畜防疫に関する基本的事項 第一 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生 で理の実践) 2 飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の 2 飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の	31 (略) 32 (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) たおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、移動の直前に当該家きんの健康状場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、溺さいようにすること。

うこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従す状況を定期的に点検し、改善を図ること。

7への周知徹底)(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者)

(4) (1) (3) (略)

た農場の平面図
設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示し
関 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒

1)・2) (略)

なくとも一年間保存すること。 次に掲げる事項に関する記録を作成し、(記録の作成及び保管)

少

(5) (9)

(略)

1 (2 (略)

又は移動の年月日は移動先の農場等の名称並びに導入、出荷は移動先の農場等の名称並びに導入、出荷頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しく。導入、出荷又は移動を行つた馬の種類、

(削る)

(4) (8) (略)

なくとも一年間保存すること。 次に掲げる事項に関する記録を作成し、(記録の作成及び保管)

少

導入元の農場等の名称並びに導入の年月日3.導入した馬の種類、頭数及び健康状態、

び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名出荷又は移動を行つた馬の種類、頭数及

導に従うこと。

導に従うこと。

事に従うこと。

京畜保健衛生所が行う検査を受け、指明示した農場の平面図を作成し、備えておくう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所をまた、農場の最新の防疫体制が確認できるよまた、農場の最新の防疫体制が確認できるよまた、農場の最新の防疫体制が確認できるよまた、農場の最新の防疫体制が確認できるよ

等への周知徹底) (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者

部事業者に周知徹底すること。

沈に掲げる事項を規定するマニュアルを作
がに掲げる事項を規定すること。

「世事者及び外部事業者が当該マニュアルを

でまん延の防止に関する情報を従事者及び外部

の設置その他の必要な措置を

でまん延の防止に関する情報を従事者及び外部

の説置をの他の必要な措置を

でまん延の防止に関する情報を従事者及び外部

の説置をの他の必要な措置を

でまん延の防止に関する情報を従事者及び外

のがまん延の防止に関する情報を従事者及び外

のがまん延の防止に関する情報を従事者及び外

のがまれていること。

(4) (5) (略)

5 6 略)

馬に関する事項 (飼養する馬の健康観察)

康状態の確認に加え、 他の馬と直接接触させないようにすること。 のある異状がないことを確認するまでの間、 た馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性 と等により健康な馬を導入すること。導入し 状況及び導入する馬の健康状態を確認するこ 直前に当該馬の健康状態を確認すること。 により農場外へ移動させる場合には、移動 確認を含む。 入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生 他の農場等から馬を導入する場合には 毎日、 飼養する馬の健康観察(馬の健 を行うとともに、 出生及び死亡の状況の 馬を出荷等

衛生管理区域への病原体の侵入防止

(他の馬の飼養施設等で使用した物品等を衛

む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区 を講ずること。 たおそれがある物品及び過去二月以内に海外 生管理区域に持ち込む際の措置 他の馬の飼養施設等で使用し、 又は使用し

(削る)

衛生管理区域への病原体の侵入防

7 (他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生

たおそれがある物品は、原則、 管理区域に持ち込む際の措置 講ずること。 場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を 内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込むたおそれがある物品は、原則、衛生管理区域 他の馬の飼養施設等で使用し、 又は使用し

ち込む際の措置) (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持

12 得ず持ち込む場合には、 を衛生管理区域に持ち込まないこと。 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴 事前に洗浄

(5) (6) 称並びに出荷又は移動の年月日

5 6

(新設)

(新設)

34 -

(削る)

13

飲用水の給与)

の他の必要な措置を講ずること。

外の水を給与する場合には、

これを消毒する

飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以

こと。

(削る)

(削る)

第三 衛生管理区域内における病原体による汚 染拡大防止

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

ごとに交換又は消毒をすること。 他の体液が付着する物品を使用する際は一頭 的にすること。注射針、繁殖検査用器具その 際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期 飼養管理に使用する器具は厩舎に持ち込む

#### (削る)

#### 16 (略)

の防止) (給餌設備、 給水設備等の病原体による汚染

保管場所にねずみ、 つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の 野鳥等の野生動物の排せ

馬に関する事項] |馬を導入する際の健康観察等|

14

染拡大防止 他の馬と直接接触させないようにすること。 た馬に馬の伝染性疾病にかかつている可能性 と等により健康な馬を導入すること。 状況及び導入する馬の健康状態を確認するこ のある異状がないことを確認するまでの間、 入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生 他の農場等から馬を導入する場合には、 衛生管理区域内における病原体による汚 導入し

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

その他の体液が付着する物品を使用する際は 定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具 一頭ごとに交換又は消毒をすること。 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を

# |厩舎外での病原体による汚染防止)

18 ち込まないこと。 馬の飼養管理に必要のない物品を厩舎に持

# 19

つ物等の混入の防止) (給餌設備、給水設備等への野生動物の排せ

20 保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せ つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の

。 馬に給与する場合には、これを消毒すること こと。水道水等の飲用に適した水以外の水を

清掃及び消毒)(衛生管理区域内の整理整頓、厩舎等施設の

厩舎等の施設を定期的に消毒すること。 区域内にある施設の清掃を行つて、敷地及び 等の整理整頓等並びに厩舎その他の衛生管理 等の整理整頓等並びに厩舎その他の衛生管理 、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材 、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材 で整理整頓等がでは、ねずみ等の野生動物の

(削る)

(削る)

(削る)

19・20 (略) 第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)

にあつては、漏出が生じないようにすること講じ、馬の死体又は排せつ物を持ち出す場合場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を、又は付着したおそれのある物品を持ち出する。

(削る)

こと。

(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)

21

毒すること。等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消入した場合に当該病原体が残存しないよう侵入した場合に当該病原体が残存しないように、病原体が成れられる場所をなくすとともに、病原体が「衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の「

|厩舎等施設の清掃及び消毒|

掃及び消毒すること。 飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清 の 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を

〔馬に関する事項〕

(毎日の健康観察)

 24・25
 (略)

 23 毎日、飼養する馬の健康観察(馬の健康状況)

馬を出荷等により農場外へ移動させる場合馬の出荷又は移動時の健康観察)

27

五	
期	
商	
非 商 用 家 ·	
2  1  第 (とす医又家 (健取場衛供と生健うるて °す発導 (一密 °る師は畜農獣康り合生す °及康にまい導る生入他飼	22
(飼養する家畜の健康では、家畜防疫に関する家畜の健康では、家畜を衛生での間、他の農場等により健康、大きの、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を	略
の防 健康ととを確認をは、	
の診に衛と等をと家区舎を亡の、 等及農場る防防 健療 といる では、	
(飼養する家畜の健康観察) (飼養する家畜の健康観察) でいる可能性のある異状がるまでの間、他の農場等いら家畜を導入した家畜に対した家畜に対した家畜に対した家畜に対した家畜に対した家畜に対した家畜に対した家畜に付着した財場合は、家畜保健衛生所と緊密に対した家畜の健康で理区域等」という。) は、家畜保健衛生所と緊密に関する家畜の健康で理区域等」という。) な定め、家畜保健衛生所と緊密に関する家畜の健康で理区域等」という。) など。家畜保健衛生所と緊密に関する基本的という。) を定め、と。 などの は、移動の直接の は、 ないの はいの はいいの はいいの はいいの はいいの はいいの はいいの は	
て農「絡師」直せ」こは含の「接な染畜の畜入」的	
て農、、絡師又 ・	
受いにて療し、物別制制を制しませんには無性合	
けて当い施家汚さいの行え家な確かるを疾に る飼該る設	
	<u> </u>
( 新 設	
<u>Q</u>	
	28
(新 設)	動させる あこと。 ること。
	底と  世 二
	場合に記し
	は、前、馬に
	湯の当
	出死該
	別が死体又はは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、こ
	別が生じない。別が生じない。
	<ul><li>会場合には、漏出が生じないようにする場合には、漏出が生じないようにすと。また、馬の死体又は排せつ物を移と。また、馬の死体又は排せつ物を移</li></ul>

(衛生管理区域等への病原体の侵入防止 衛生管理区域等への病原体の侵入防止 衛生管理区域等への病原体の侵入防止 がいて当該消毒機器を携行し、当該消毒設 信を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること (その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該消毒設 がいて当該消毒機器を携行し、当該消毒設 を有する消毒機器を携行し、当該消毒設 を有する消毒機器を携行し、当該消毒設 が (本) が (本

に使用)
(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並び

5 保管し、 9 付着した場合には、 項において同じ。 ら着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用 ずること。 服及び靴をすのこ、 管理区域への侵入を防ぐため、 までの間に、 並びにその者が当該衛生管理区域に退出する 衣服及び靴を持参し、 せること(その者が当該衛生管理区域専用の する衛生的なブーツカバーを含む。 区域に立ち入る際に着用している衣服の上か い場合を除く。 に立ち入る者に対し、 方通行とすることその他の必要な措置を講 衛生管理区域専用の衣服及び靴 かつ、 衣服又は靴に排せつ物 病原体を拡散させる可能性がな 更衣の前後に利用する経路を )を設置し、 洗浄及び消毒を行うこと 分離板等で場所を離して 更衣による病原体の衛生 これらを着実に着用さ これらを着用する場合 衛生管理区域 着脱前後の衣 以下この (衛生管理 汚泥等が

- 38 -

区域等に持ち込む際の措置) (他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理

こと。 る者に対し、 果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近 ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合に を除く。 使用その他の方法により、車内における交差 場合を除く。 こと(その者が当該消毒設備と同等以上の効 消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせる 設備を設置し、 汚染を防止するための措置を講じさせること にあっては、 において当該消毒機器を利用して消毒をする (その者が衛生管理区域内で降車しない場合 ある物品は、 他の農場等で使用し、又は使用したおそれ 洗浄、 衛生管理区域内に車両が立ち入る場合 消毒その他の必要な措置を講ずる 衛生管理区域の入口付近に消毒 当該農場専用のフロアマットの 原則、 車両を入れる者に対し、当該 衛生管理区域に車両を入れ 衛生管理区域等内に持

7 汚染拡大防止 (畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施) 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行 衛生管理区域等内における病原体による

8 うこと。 1.防鳥ネットその他の必要な措置を講ずること (野生動物の侵入防止及び害虫の駆除) 畜舎に野生動物が侵入しないよう、 蚊等の害虫の侵入防止に努め、 開口部

9 保管場所にねずみ、 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の 飼料・飲水の病原体による汚染の防止) 野鳥等の野生動物の排せ

応じて駆除すること。

はえ、

必要に

第四 の停止) 家畜に給与する場合には、 要な措置を講じ、 こと 移動を行わないこと。 農場から家畜及びその死体並びに排せつ物の 直ちに家畜保健衛生所に通報するとともに、 を積極的に把握すること。飼養する家畜が特 うにすること。 持ち出す場合にあつては、 定症状を呈していることを発見したときは、 養する家畜の伝染性疾病に関する最新の情報 定症状が確認された場合の早期通報及び移動 出す場合にあつては、 水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、 つ物等が混入しないよう必要な措置を講ずる (家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特 | 衛生管理区域等から搬出する物品の消毒等|| 衛生管理区域等外への病原体の拡散防止| 家畜保健衛生所から提供される情報、 衛生管理区域等から家畜の排せつ物等が付 水道水等の飲用に適した水以外の水を 又は付着したおそれのある物品を持ち 家畜の死体又は排せつ物を 洗浄、 これを消毒するこ 漏出が生じないよ 消毒その他の必

附則

(施行期日)

1 この省令は、 令和七年十月 日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日

から施行する。

一 次項の規定 公布の日

別表第二の三の項の改正規定中 10 及び21に係る部分 令和八年一月一日

三 第四十三条、 第四十五条、 第四 十七条の二及び第五十条の改正規定、 別表第二の三の 項の改正規定中

5 (3) ③に係る部分並びに同表第二の四 |の項の: 次に五 の項を加える改正規定 令 和 八年  $\dot{+}$ 月 日

(経過措置)

2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則 (次項において 「新規則」という。) 第四十七条の

二第二号に掲げる動物 (エミューに限る。 次項において同じ。)を輸入しようとする者は、 この省令の施

行前 においても、 家畜伝染病予防法第三十八条の二第一 項の規定の例により、 動物検疫所に届け出ること

ができる。

よる届出は、 その 動物を積載し た船舶又は航空機が令和八年十一月九日までの間に新規則第四十七条に規

定する港又は飛行場に入港し、 又は着陸することとなっているときは、 新規則第四十七条の三の 規定に か

かわらず、 この省令の施行後遅滞なく、 新規則別記様式第二十一号の三による書面によりしなければなら

ない。

- 42 -